

山梨県公報

第三百七十五号

令和五年

五月八日

月 曜 日

目次

公 告

○随意契約の相手方の決定について……………	三三三
○換地計画の決定……………	三三三
○公共測量の実施……………	三三三
○基本測量の終了(三件)……………	三三三
○随意契約の相手方の決定について……………	三三四
○開発行為に関する工事の完了について……………	三三四
教育委員会	
○随意契約の相手方の決定について……………	三三四

公 告

● 随意契約の相手方の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和五年五月八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 随意契約に係る物品等

- (一) 名称 山梨県北巨摩合同庁舎ほか六十八施設で使用する電気
 - (二) 数量 一式
- 二 契約に関する事務を担当する所属
- (一) 名称 山梨県総務部資産活用課
 - (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日 令和五年三月一日

四 随意契約の相手方

- (一) 名称 東京電力エナジーパートナー株式会社
 - (二) 住所 東京都中央区銀座八丁目十三番一号
- 五 契約金額 七億千四百四十三万四千七百九十一円
- 六 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 七 随意契約によることとした理由 競争入札に付し入札者がなかったため(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の二第一項第八号該当)。

● 換地計画の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九條の二第一項の規定により県営畑地帯総合整備事業(茅ヶ岳西麓地区第一工区)の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七條第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができ。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

令和五年五月八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 縦覧書類 換地計画書の写し

- 二 縦覧期間 令和五年五月九日から同年六月五日まで
- 三 縦覧場所 北杜市役所
- 四 審査請求期間 この公告の日から令和五年六月二十日まで
- 五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から令和五年十一月八日まで

● 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九條において準用する同法第十四條第一項の規定により富士・東部建設事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九條において準用する同法第十四條第三項の規定により公示する。

令和五年五月八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量(撮影(デジタル)、砂防基盤図作成)
- 二 測量の地域 南都留郡道志村長又地内外
- 三 測量の期間 令和五年三月八日から令和五年八月三十一日まで

● 基本測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第二項の規定により国土地理院の長から次のおり基本測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同条第三項の規定により公示する。

令和五年五月八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正）
- 二 測量の地域 山梨県全域
- 三 測量の期間 令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

● 基本測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第二項の規定により国土地理院の長から次のおり基本測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同条第三項の規定により公示する。

令和五年五月八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 基本測量（航空重力測量）
- 二 測量の地域 山梨県全域
- 三 測量の期間 令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

● 基本測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第二項の規定により国土地理院の長から次のおり基本測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同条第三項の規定により公示する。

令和五年五月八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 基本測量（国土広域情報修正）
- 二 測量の地域 山梨県全域
- 三 測量の期間 令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

● 随意契約の相手方の決定について

次のおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、二十十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携

に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和五年五月八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 随意契約に係る物品等
- (一) 名称 山梨県松姫トンネルほか六施設で使用する電気
- (二) 数量 一式

二 契約に関する事務を担当する所属

(一) 名称 山梨県国土整備部道路管理課

(二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 随意契約の相手方を決定した日 令和五年二月二十八日

四 随意契約の相手方

(一) 名称 東京電力エナジーパートナー株式会社

(二) 住所 東京都中央区銀座八丁目十三番一号

五 契約金額 九億千五百七十九万九千二百四十四円

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 随意契約によることとした理由 競争入札に付し入札者がなかったため（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の二第一項第八号該当）。

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和五年五月八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 南都留郡富士河口湖町船津字西蛇石千七百七十一番、千七百七十二番、千七百七十三番及び千七百七十六番四の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 山梨県南都留郡富士河口湖町船津千七百七十五番地 医療法人聖仁会 理事長 鷺見 浩平

教育委員会

● 随意契約の相手方の決定について

次のおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、二十十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千

九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和五年五月八日

山梨県教育委員会

教育長 降 旗 友 宏

一 随意契約に係る物品等

(一) 名称 山梨県立北杜高等学校ほか三十八施設で使用する電気

(二) 数量 一式

二 契約に関する事務を担当する所属

(一) 名称 山梨県教育庁学校施設課

(二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 随意契約の相手方を決定した日 令和五年三月七日

四 随意契約の相手方

(一) 名称 東京電力エナジーパートナー株式会社

(二) 住所 東京都中央区銀座八丁目十三番一号

五 契約金額 五億六千四百三十五万六千三百三円

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 随意契約によることとした理由 競争入札に付し入札者がなかったため（地方自治

法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の二第一項第八号該当）。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番